

第 6 9 号議案

北はりま消防組合理約の変更の件

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 6 条第 2 項の規定により、北はりま消防組合理約を次のとおり変更することについて協議するため、同法第 2 9 0 条の規定により、議会の議決を求める。

平成 2 9 年 9 月 1 日提出

加東市長 安 田 正 義

北はりま消防組合理約の一部を改正する規約

北はりま消防組合理約（平成 2 3 年兵庫県指令市振第 2 2 9 9 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「加東市下滝野 1 2 6 9 番地 2」を「西脇市野村町 1 7 9 6 番地の 5 0 2」に改める。

附 則

この規約は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

第 6 9 号議案 要旨

北はりま消防組合の規約変更（要旨）

1 改正理由

平成 3 0 年 4 月 1 日付けで、北はりま消防組合消防本部を西脇消防署に移転することから、組合事務所の位置を変更する必要性が生じ、北はりま消防組合規約（平成 2 3 年兵庫県指令市振第 2 2 9 9 号）の一部を改正するものである。

2 改正内容

北はりま消防組合事務所の位置を西脇市野村町 1 7 9 6 番地の 5 0 2 に改めること。（第 4 条関係）

3 施行期日 平成 3 0 年 4 月 1 日

新 旧 対 照 表

現 行	改 正 案
(事務所の位置) 第 4 条 組合の事務所は、 <u>加東市下滝野 1 2 6 9 番地 2</u> に置く。	(事務所の位置) 第 4 条 組合の事務所は、 <u>西脇市野村町 1 7 9 6 番地の 5 0 2</u> に置く。